

まち・ひと・しごと創生総合戦略

(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)

(生涯学習政策局関連部分抜粋)

まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、(略)まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 8 条に基づき、2015 年度を初年度とする今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものである（付属文書の「アクションプラン（個別施策工程表）」においては、個別施策の「成果目標」と「緊急的取組・2015 年度の取組・2016 年度以降の取組」を盛り込んでいる。）。

前提となるまち・ひと・しごと創生長期ビジョン（以下「長期ビジョン」という。）は、「2060 年に 1 億人程度の人口を維持する」という中長期展望を示し、その実現に向けた「総合戦略」の重要性を指摘している。

「総合戦略」は、「長期ビジョン」が提示する日本の将来像に向け、過去の政策の反省に立ち、厳格な効果検証を伴いつつ限られた政策資源を有効に活用するという基本認識に立脚したものである。（I. 基本的な考え方(P. 3)より抜粋）

(参考)

まち・ひと・しごと創生法

第八条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 まち・ひと・しごと創生に関する目標

二 まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。

6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

2. 政策パッケージ

◎「しごとの創生」と「ひとの創生」の政策パッケージ ＜「しごと」と「ひと」の好循環づくり＞

地方に「しごと」が生まれ、地方への新しい「ひと」の流れが生じると、その「ひと」が地方で新しい「しごと」を創出し、好循環が達成される。この好循環は、地方における若い世代の結婚・出産・子育てに関する希望がかなう環境を整えることにより、持続的なものとなる。こうした「しごとの創生」と「ひとの創生」を目指す「政策パッケージ」は、以下のものである。

（1）地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

（エ）地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

【施策の概要】

多くの若者が大都市圏で就職し、地域では人口流出や少子高齢化により、中小企業や農業等で人材確保が厳しい現状にある。このため、地域が必要とする人材を大都市圏で掘り起こし、地域への還流を促す仕組みの強化が重要である。これを実現し、地域活性化に資するため、府省庁ごとに制度化されている人材の確保・育成に関する施策について、それぞれの役割分担や連携を明確にして取り組む必要がある。

地域に人材を還流する一方で、地域に活力を取り戻すためには、地域の若者の就職・育成を促進する若者雇用対策や正社員化など職場の魅力向上を促進し、**女性や高齢者・障害者が活躍できる地域社会の実現**や、高齢化・後継者問題が深刻な農林漁業の新規就業・後継者育成を図る必要がある。また、建設業における技能労働者の処遇改善、生産性の向上や若手、女性等の多様な人材の活用等を通じ、地域経済を支える建設業、造船業、運輸業等が「地域の担い手」として持続的に役割を担えるよう、中長期的な担い手確保・育成を推進する。

こうした観点を踏まえ、2020年までに国が達成すべき重要業績評価指標（KPI）を以下のとおり設定する。

- 東京圏から地方へ約10万人の人材を還流（2020年までの5年間の累計）
- 地方から東京圏への転入をとどめる人材育成、雇用対策により約20万人の地方への定着を図る（2020年までの5年間の累計）
- 上記により、2020年までの5年間の累計で30万人の若い世代の安定した雇用の創出を目指す

【主な施策】

◎ (1)-(エ)-③ 地域における女性の活躍推進

地域における女性の活躍推進は、地域内の多様な人材の確保につながり、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらす。そして、地域経済が活性化され、魅力ある多様な就業の機会の創出や地域社会全体に活力をもたらすものとなる。

地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、多様な主体による連携体制の構築や女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備など、身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を進める。

これらの取組によって、各地域における女性就業率及び指導的地位に占める女性の割合を着実に高める。

◎ (1)-(エ)-⑤ 大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援

大学・高等専門学校・専修学校・専門高校をはじめとする高等学校において、地元の地方公共団体や企業等と連携した実践的プログラムの開発や教育体制の確立により、地域を担う人材育成を促進する。

◎ (1)-(エ)-⑥ 若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現

若者、高齢者、障害者が活躍できる「全員参加の社会」の実現に向け、地域において若者向けの安定した雇用の場を確保するとともに、「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進、障害特性に応じた就労支援の推進等を行う。

(オ) ICT 等の利活用による地域の活性化

【施策の概要】

地域において、安定した収入につながる高付加価値を生む産業が少ないことが若年世代の人口流出の一因である。地域産業の生産性向上やイノベーションの創出により、地域の活性化を図っていく上で、ICT が有効なツールとなる。ICT の活用により、地域のサービス水準の維持・向上や柔軟な就労環境の整備が可能となるとともに、こうした課題解決に ICT を活用する過程で、イノベーションとそれに伴う新産業の創出も期待される。

また、このためには、有線・無線のブロードバンドの整備とその利活用の推進が不可欠であるが、ブロードバンドが未整備の地域や、ブロードバンドが整備されているがその利活用が進まない地域が依然として多数存在している。

そのため、距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫を生かしたイノベーションや新産業の創出を可能とする ICT の一層の利活用を、医療・教育・雇用・行政・農業など幅広い分野で推進する。特に、中山間地域や離島等においても良質な医療を効果的・効率的に提供していくため、遠隔医療の推進を図る。また、遠隔教育等の教育における ICT の活用を推進する。さらに、地域においても、このような ICT の恩恵を十分に享受することができるよう、Wi-Fi、高速モバイル、ブロードバンドなど地域の通信・放送環境の整備を推進することが必要である。

さらに、地域の産業基盤の強化に資するよう、異常気象や気候変動に関するデータの利活用を進める仕組みを構築する。

こうした観点から、国が 2020 年までに達成すべき重要業績評価指標 (KPI) を以下のとおり設定する。

■週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー (2020 年目標) : 全労働者数の 10%以上 (2013 年度 4.5%)

また、国家公務員のテレワークの比率についても、政府全体として、上記目標と遜色ないレベルを目指す

■テレワーク導入企業数 (2020 年目標) : 2012 年度比 3 倍 (2012 年度 11.5%)

■放送コンテンツ関連海外市場売上高を 2010 年度 (66.3 億円) の 3 倍超に増加

【主な施策】

◎ (1)-(オ)-① ICT の利活用による地域の活性化

地域産業の活性化や地域サービスの維持・向上、柔軟な就労環境の整備を実現するため、距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫を生かしたイノベーションや新産業の創出を可能とする ICT の一層の利活用を、医療・教育・雇用・行政・農業など幅広い分野で推進する。特に、中山間地域や離島等においても良質な医療を効果的・効率的に提供していくため、遠隔医療を推進する。また、遠隔教育等の教育における ICT の活用を推進する。さらに、地域の経済社会活動を支える通信・放送環境の整備を推進する。

2015 年度から、ICT を活用した新たな街づくりや地域からの情報発信強化、柔軟な就労環境を実現する新たなテレワークの実現に向けた取組や、公衆無線 LAN や高速モバイル、ブロードバンドなどの地域の通信・放送環境の整備を推進する。さらに、2016 年度以降、医療・教育など幅広い分野における新たな ICT の利活用モデルの確立に向けた取組を加速化するとともに、地方の創意工夫を生かしたイノベーションの創出を可能とする ICT の一層の利活用を推進する。

また、農業、医療、教育、防災など各分野で地域が直面する課題解決に貢献し、各地域の産業や行政の効率化、生産性向上を通じて地域の活性化に資する ICT の利活用を推進する。

これらの取組により、2020年までに、テレワーク導入企業数を2012年度比3倍(2012年度11.5%)に拡大、放送コンテンツ関連海外市場売上高を2010年度(66.3億円)の3倍超に増加させるなど、ICTの一層の利活用を推進することにより、地域の雇用創出・地域経済の活性化に貢献する。

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ア) 地方移住の推進

【施策の概要】

東京都在住者の約4割、特に10代・20代男女の47%、50代男性の51%が地方への移住を検討したいと回答している。また、60代男女は、「退職」などをきっかけとして2地域居住を考える人が33%に上る。移住する上での不安・懸念としては、雇用・就労、生活の利便性のほか、移住に係る情報の提供が不十分であることも指摘されている。

地方移住についてのワンストップ相談など支援施策を体系的・一体的に推進していくことが重要である。また、都市と農山漁村交流の推進、「お試し居住」を含む「二地域居住」の推進、住替え支援策の検討が必要である。また、退職期を控えて移住を検討する場合には、「お試し居住」等により地域のコミュニティとの交流機会を持つなどの対応を検討することも必要である。

さらに、都会の高齢者が地方に移り住み、健康状態に応じた継続的なケア環境の下で、自立した社会生活を送ることができるような地域共同体（「日本版 CCRC」¹⁾）について検討を進める。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

- 年間移住あっせん件数11,000件
- 「お試し居住」に取り組む市町村の数を倍増（2014年23%の市町村で実施）
- 都市と農山漁村の交流人口1,300万人（2013年度925万人）

【主な施策】

◎ (2)-(ア)-③ 「日本版 CCRC」の検討

東京都在住者のうち、50代男性の半数以上、また、50代女性及び60代の約3割が地方への移住の意向を示していることに鑑み、健康時から地方に移住し、安心して老後を過ごすための「日本版 CCRC」の導入に向け、2014年度中に有識者や関係府省庁が参画する検討会を設置し、2015年度中に事業実施主体、サービス内容、居住者によるコミュニティの形成等について課題及び論点を整理する。同年度中に結論を得た上で、成果目標を設定し、2016年度以降、モデル事業を実施し、その実施状況を踏まえ所要の措置を講じつつ、全国展開する。

¹ 米国では、高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービス等を受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体（Continuing Care Retirement Community）が約2,000か所存在している。

(ウ) 地方大学等の活性化

【施策の概要】

地方の若い世代が大学等の入学時と卒業時に東京圏へ流出している。その要因には、地方に魅力ある雇用が少ないことのほか、地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえないことが挙げられる。このことを踏まえ、地方大学や高等専門学校、**専修学校**等において、地域とのつながりを深め、**地域産業を担う人材養成など地方課題の解決に貢献する取組を促進**する必要がある。

また、地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、奨学金（「地方創生枠（仮称）」等）を活用した大学生等の地元定着や、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を推進する。さらに**学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進める**とともに、郷土の歴史や人物等を探り上げた地域教材を用い地域を理解し愛着を深める教育により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進し、**地域力の強化につなげていく。**

人材育成の観点から、大学や高等専門学校、**専修学校**、**専門高校をはじめとする高等学校における、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化することにより、地域産業を担う高度な専門的職業人材の育成や地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人材を創出する。**また、地域に根ざしたグローバル・リーダー育成の取組を推進する必要がある。

こうした観点から、国が 2020 年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

- 地方における自県大学進学者の割合を平均で 36%まで高める（2013 年度全国平均 32.9%）
- 地方における雇用環境の改善を前提に、**新規学卒者の県内就職の割合を平均で 80%まで高める（2012 年度全国平均 71.9%）**
- 地域企業等との共同研究件数を 7,800 件まで高める（2013 年度 5,762 件）
- 各事業において、地方公共団体や企業等による地元貢献度への満足度 80%以上を実現する
- 大学における、地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率を 50%まで高める（2013 年度 39.6%）
- **全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する**

【主な施策】

◎ (2)-(ウ) 「地方大学等創生 5 か年戦略」(以下の 3 つのプランを推進する。)

① 知の拠点としての地方大学強化プラン（地方大学等の地域貢献に対する評価とその取組の推進）

〔 地域社会経済の活性化や地域医療に大きく貢献する大学等の教育研究環境 〕

の充実を図る。また、地元の地方公共団体や企業と連携し、地域課題の解決に積極的に取り組む大学を評価し、その取組を推進する。さらに、地域活性化の中核となる国立大学においては、第3期中期目標期間（2016年度～2021年度）の評価に地域貢献の視点を取り入れるなど、大学の地域貢献に対する評価と資源配分が連動するようにしていく。また、経営改革や教育研究改革を通じて地域発展に貢献する地方私立大学の取組を推進する。これらを通じて、2020年には地域の企業等との共同研究を7,800件（2013年度5,762件）とするとともに、共同研究による特許出願数を大幅に増加させる。さらに、各事業において、地方公共団体や企業等による地元貢献度への満足度80%以上を実現する。

② 地元学生定着促進プラン（地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進）

地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、奨学金（「地方創生枠（仮称）」等）を活用した大学生等の地元定着の取組や、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組への支援策等を講ずるとともに、都市部の大学生等が地方の魅力を体験できる取組を推進する。さらに、大都市圏、なかんずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なかんずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について資源配分の在り方等を検討し、成案を得る。これらにより、2020年までに地方における自県大学進学者の割合を平均36%（2013年度全国平均32.9%）、地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の県内就職の割合を平均で80%（2012年度全国平均71.9%）まで引き上げる。

また、学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めることにより、全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築するとともに、地域を担う人材の育成につながるキャリア教育や、地域に誇りを持つ教育を推進する。

③ 地域人材育成プラン（大学、高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の人材育成機能の強化、地域産業の振興を担う人材育成）

地域の企業や地域社会の求める人材ニーズの多様化に対応し、地元の地方公共団体や企業等と連携して、地域産業を担う高度な地域人材の育成に取り組む大学の取組を推進することにより、2020年までに大学における地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率を50%（2013年度39.6%）まで高める。また、地域産業の振興を担う高度な専門的職業人材の育成を行う高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の取組を推進する。

さらに、地域の人材育成においては、職業教育は極めて重要であり、今後、関係府省庁において総合的に推進を図ることが必要である。こうしたことを踏まえ、専門高校等においては、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る。

併せて、大学・高等学校等における地域に根ざしたグローバル・リーダーの育成や外国人留学生の受入れを推進するため、官と民とが協力した海外留学支援制度（「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」等）の推進や地域における留学生交流の促進のほか、グローバル化に対応した教育を行うとともに、国際的に通用する大学入学資格が取得可能な教育プログラム（国際バカロレア²）の普及拡大を図り、2020年までに国際バカロレア認定校等を2014年の33校（候補校を含む。）から200校以上に増やす。

² グローバル化に対応した素養・能力の育成を重視した国際的な教育プログラム。学校段階等に応じ4種類あるプログラムの中で、高校レベルのディプロマプログラムは国際的に通用する大学入学資格を取得可能であり、世界の主要大学の入学審査等で広く活用されている。

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(ウ) 子ども・子育て支援の充実

【施策の概要】

子育て支援が、質・量両面にわたって十分ではなく、これまでの少子化対策にとられることのない取組が求められている。このことを踏まえ、2015年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度において、内閣府に設置される子ども・子育て本部を中心として政策立案・総合調整を行う一元的な支援体制の構築が図られるが、財源を確保しつつその円滑な実施を図ることが不可欠である。同時に、祖父母・両親の資産の早期移転を促し、子・孫の結婚・妊娠・出産・子育てを支援するため税制上の措置を活用するなど、世代を超えて子育て世代をサポートしていく仕組みの構築や、子育てや教育に要する費用負担の軽減も重要である。さらに、子どもの小学校就学後に仕事を辞めざるを得ない「小1の壁」を打破するため、「放課後子ども総合プラン」を着実に実施し、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の計画的な整備等を推進する必要がある。

また、社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や、「三世帯同居・近居」の希望の実現に対する支援等に取り組む必要がある。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

- 2017年度末までに待機児童の解消を目指す（待機児童数 2014年4月21, 371人）
- 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」について、全ての小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施する。うち1万か所以上を一体型とすることを旨とする
- 三世帯同居・近居の希望に対する実現比率を向上する
- 理想の子ども数を持ってない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合を低下させる（2010年60.4%）

【主な施策】

- ◎ (3)-(ウ)-① 子ども・子育て支援の充実（「子ども・子育て支援新制度」の円滑かつ持続的な実施、事業主負担を含め社会全体で費用を負担する仕組みの構築、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に実施するなど教育費負担の軽減、社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や「三世帯同居・近居」の支援）

1夫婦当たりの理想の子ども数は2.42人であるのに対し、平均出生子ども数は1.96人とどまっている。理想の子ども数を持ってない理由として、子育てや教育に要する費用負担、特に学校教育費を挙げる人の割合が高い状況にある。また、親と同居・近居している夫婦の方が、親と遠く離れて居住して

いる夫婦よりも、出生する子どもが多い傾向がある。こうした中で、子育て支援に係る負担軽減をはじめとして、量的拡充と質的改善を進めていくことが課題である。

そのため、子ども・子育て支援新制度において、子育て支援に関する施設・事業に対して共通の財政支援の仕組みを導入することを進めるとともに、内閣府に子ども・子育て本部を設置して従来の縦割りを排除する。また、財源を確保しながら幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に実施していくなど、教育費の負担軽減を図る。加えて、社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や、「三世代同居・近居」の支援を進めていく。こうした取組により、2017年度末までに待機児童を解消（2014年4月21,371人）し、2020年までに「三世代同居・近居」の希望に対する実現比率を向上させ、理想の子ども数を持ってない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合を低下させる。